

「横浜市新市庁舎屋根付き広場等運営検討業務委託」 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜市総務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、「横浜市新市庁舎屋根付き広場等運営検討業務委託」の発注に際し、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(審議事項)

第2条 要綱第6条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザルの公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 委託業者の決定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知
 - エ その他必要と認めるもの

(提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 横浜市新市庁舎屋根付き広場等運営検討業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 提案者の業務実績等
- (2) 配置予定者の業務実績、経験等
- (3) 課題に対する提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の業務実績、配置予定者の業務経験等
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等（下記の委託業務の各項目ごとに）
 - ア 屋根付き広場等の管理運営制度等の検討業務
 - イ 屋根付き広場等の活用イメージの検討業務
 - (4) 当該業務に対する意欲等（ヒアリング）
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、書類審査とヒアリングを行い、提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 3 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。
- | | |
|------|---------------|
| 委員長 | 総務局総務課長 |
| 副委員長 | 総務局管理課長 |
| 委員 | 総務局法制課長 |
| 委員 | 文化観光局企画課長 |
| 委員 | 都市整備局都市デザイン室長 |
| 委員 | 政策局共創推進課長 |
| 委員 | 市民局市民活動支援課長 |
- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の7分の5の出席をもって成立する。
- 5 評価委員が評価委員会を欠席した場合、評価委員会の承認を得たうえで欠席した委員の採点を、評価の合計点に加算するものとする。
- 6 委員長は、評価結果を総務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。また、委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長が定めたものがその職務を代理する。
- 7 評価委員会は非公開とする。

(提案資格確認の通知)

第7条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

- なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。
- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、平成29年5月17日から施行する。